

正誤表（医療保険 重要事項説明書等における誤った記載の内容）

- <1> 地震・噴火・津波が原因の入院等について、病気に対しても保険金をお支払いしない場合があるにもかかわらず、保険金のお支払いの対象とならないのはケガのみと記載していた。
 <2> 放射線照射・放射能汚染に対して、保険金の全額または一部をお支払いする場合があるにもかかわらず、そのことの記載がなく、いかなる場合も保険金をお支払いしない説明となっていた。

誤	正
<p>保険金をお支払いしない主な場合</p> <p>●保険期間の開始日^(※)より前に被った病気またはケガ <中 略></p> <p>●地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ (注)この事由により保険金支払事由に該当した被保険者数の増加などが、この保険の計算の基礎に及ぼす影響の少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 <中 略></p> <p>●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など</p>	<p>保険金をお支払いしない主な場合</p> <p>●保険期間の開始日^(※)より前に被った病気またはケガ <中 略></p> <p>●地震・噴火またはこれらによる津波、<u>放射線照射・放射能汚染</u> (注)これらの事由により保険金支払事由に該当した被保険者数の増加などが、この保険の計算の基礎に及ぼす影響の少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 <中 略></p> <p>●戦争・革命・内乱・暴動 など</p>

- <3> 回復支援費用補償特約の支払対象期間の終了日が、入院開始日が2023年1月31日以前と2023年2月1日以降で異なるにもかかわらず、一律、2023年2月1日以降の入院開始日の内容で記載していた。

【対象契約: 保険始期日が2022年10月18日以降2023年1月31日以前】

誤	正
<p>保険金をお支払いする主な場合</p> <p>保険期間中に入院を開始した場合^(※1)において、支払対象期間^(※2)中に日本国内で負担した費用に対して、保険金をお支払いします。 <中 略></p> <p>(※2) 支払対象期間とは、次のア. からイ. までの期間をいいます。 ア. 入院を開始した日 イ. 入院が終了した日からその日を含めて2年を経過した日の月の末日 <以下省略></p>	<p>保険金をお支払いする主な場合</p> <p>保険期間中に入院を開始した場合^(※1)において、支払対象期間^(※2)中に日本国内で負担した費用に対して、保険金をお支払いします。 <中 略></p> <p>(※2) 支払対象期間とは、次のア. からイ. までの期間をいいます。 ア. 入院を開始した日 イ. 入院が終了した日からその日を含めて2年を経過した日(入院を開始した日が2023年2月1日以降の場合は、入院が終了した日からその日を含めて2年を経過した日の月の末日) <以下省略></p>

- <4> 回復支援費用補償特約の自己負担額の適用に関する規定を、保険始期日が2023年2月1日以降の契約から改定したにもかかわらず、改定前の規定を記載していた。

【対象契約: 保険始期日が2023年2月1日以降】

誤 (保険始期日が2023年1月31日以前の保険契約の規定)	正 (保険始期日が2023年2月1日以降の保険契約の規定)
<p>保険金をお支払いする主な場合</p> <p>(注)自己負担額(「同一の病気」または「同一のケガ」^(※4)に対して3万円)があります。 <中 略></p> <p>(※4) 入院した場合で、その入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気またはケガの入院治療が必要になった場合は、「同一の病気」または「同一のケガ」とみなします。 <以下省略></p>	<p>保険金をお支払いする主な場合</p> <p>(注)自己負担額(「同一の病気」または「同一のケガ」^(※4)に対して3万円)があります。 <中 略></p> <p>(※4) 支払対象期間の終了日まで、再びその病気またはケガの治療のために入院した場合は、「同一の病気」または「同一のケガ」とみなします。 <以下省略></p>